

日医発第 1201 号（保険）
令和 5 年 10 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省保険局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、医療材料の使用状況および実勢価格を把握し、保険医療材料に関する診療報酬上の評価を行う上での基礎資料を得るために実施されるものです。

調査の対象としましては、「保険医療機関等管理システム」に登録されている医療機関のうち、(1) 機能強化型在宅療養支援診療所（単独型及び連携型）」に該当する医療機関、または(2)一般病床が 200 床以上の一般病院が対象となります。

また、調査の内容としましては、調査対象期間（令和 5 年 7 月 1 日～7 月 31 日）中に使用された医療材料の使用状況とその購入価格等を調査するものであります。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者（下記参照）を通じて、調査票等が送付され、令和 5 年 10 月 20 日までに調査票を提出いただくものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、この調査は調査目的のみに使用され、個々の調査票の結果が公表されることはないことを申し添えます。

記

「令和 5 年度保険医療材料等使用状況調査」に関する
厚生労働省の委託業者について

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生・社会政策部内
「保険医療材料等使用状況調査」事務局

TEL : 03-6733-3766 (平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

FAX : 03-6733-1028

E-mail : zairyou@murc.jp

(添付資料)

保険医療材料等使用状況調査について

(令和 5 年 9 月 15 日 保発 0915 第 4 号 厚生労働省保険局長)

保発 0915 第 4 号

令和 5 年 9 月 15 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



保険医療材料等使用状況調査について

標記について、別添により実施することといたしましたので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、都道府県の各医師会に対しましても、当該調査が円滑に実施されますよう御配慮をお願い申し上げます。

令和5年度保険医療材料等使用状況調査業務要綱

1 調査の目的

医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

【調査票1及び2】

「保険医療機関等管理システム」に登録されている施設基準「機能強化型在宅療養支援診療所（単独型及び連携型）」に該当する医療機関

【調査票3及び4】

「保険医療機関等管理システム」に登録されている医療機関のうち、一般病床が200床以上の一般病院

3 調査票の提出期日

(1) 調査対象期間 令和5年7月1日～7月31日までの1ヶ月間

(2) 提出期日 令和5年10月20日までに委託先に提出する。

4 調査の内容

【調査票1】

血糖自己測定器、注入器用注射針などの在宅医療に関わる医療材料が対象
医療材料毎に医療材料の種類、単価、使用個数等

【調査票2】

間歇注入シリンジポンプ、透析液供給装置などの在宅医療に関わる医療機器が対象
医療機器毎にセット品での購入の有無、医療機器の種類、購入・リース・レンタル単価、購入・契約個数、使用個数、契約内容等

【調査票3】

自動縫合器、自動吻合器などの在宅医療以外に関わる医療材料が対象
医療材料毎に医療材料の種類、単価、使用個数等

【調査票4】

レーザー機器などの在宅医療以外に関わる医療機器が対象
医療機器毎にセット品での購入の有無、医療機器の種類、購入・リース・レンタル単価、購入・契約個数、使用個数、契約内容、使用したのべ患者数等

5 調査の方法

調査票を調査客体である医療機関に送付し、当該保険医療機関の管理者による自計後、紙媒体又はE-mail等により委託先に返送する。

6 調査の系統

厚生労働省保険局医療課—委託先—保険医療機関

7 集計・分析

調査票をもとに集計・分析を行う。

8 結果の公表

調査結果は、行政資料として使用し、公表しない。